

裁判所見学及び調停制度の説明を行っています

調停とは、調停委員会（裁判官又は調停官一人と調停委員二人以上で構成）が当事者の言い分を聴き、当事者の双方が納得の上で問題を解決できるように助言やあっせん、解決策の提示を行い、法的な観点を基本に置きながらも紛争の実情に応じた柔軟な解決を図る手続きです。

大正 11 年にスタートした調停制度は今年 90 周年を迎えました。

富良野簡易裁判所では、広報行事として裁判所見学及び調停制度の説明を行っています。

○日 時 9 月 1 日から 10 月 31 日まで平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
(随時受け付けます。)

○場 所 富良野市弥生町 2 番 55 号 富良野簡易裁判所・旭川家庭裁判所富良野出張所

○申込み・問い合わせ先：富良野簡易裁判所庶務課 ☎ 22 - 2209

交通規制のお知らせ

旭川建設管理部では、道道石勝高原幾寅線の踏切約 200 m 区間の道路工事を行います。工事期間中は片側交互通行となります。

また、道路工事に合わせて J R 北海道による踏切移設工事も 10 月上旬から 11 月上旬までの間に予定されており、踏切移設工事期間中は、下記のとおり交通規制を行います。

ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

●踏切移設工事に伴う交通規制

○10月上旬から10月中旬（土・日・祝日も規制）

24 時間片側交通規制

○10月中旬から11月上旬（土・日・祝日の規制は 14 日程度）

午前 6 時から午後 10 時 片側交互通行

午後 10 時から午前 6 時 夜間通行止め（歩行者の通行は可能です。）

○問い合わせ先：旭川建設管理部 富良野出張所 ☎ 23 - 2168

—ヒグマによる事故を防ぐためには— 9 月 10 日から 10 月 31 日は ～秋の「ヒグマ注意特別期間」です～

※ヒグマと遭遇しないために・・・

- 野山に出かける前に市町村役場にヒグマの出没情報を確認しましょう。
- 出没情報のある場所や、出没を知らせる看板のある場所には入らないようにしましょう。
- 野山には仲間と一緒に入り、一人にならないようにしましょう。
- 「クマよけの鈴」を鳴らしたり、仲間と大きな声で会話するなど、音で人の存在や接近をヒグマに知らせ、ヒグマとの突発的な遭遇を防ぎましょう。
- ヒグマのフンや足跡などを見つけたときは、すぐにその場を離れ、引き返しましょう。
- 早朝や夕方などの薄暗い時は、ヒグマの存在に気付くのが遅れ、突発的に遭遇することがあるので野山に入らないようにしましょう。
- 危険なヒグマを作り出さないため、ゴミや残飯は持ち帰りましょう。
- 人身事故にあった場合に備え、家族や知人に、野山に入ることを知らせておきましょう。

※ヒグマと遭遇してしまったら・・・

- 急に大声を上げたり、急な動きをすると、ヒグマを刺激するので危険です。
- 慌てて走って逃げると、追いかけてくるので危険です。
- ヒグマとの距離が近い場合は、ヒグマから視線をそらさず、動きを見ながら、ゆっくりと後退してください。
- リュックサックなど、ヒグマに奪われた持ち物を取り返すのは非常に危険です。あきらめましょう。
- 子グマを見つけても、必ず近くに母グマがいるので絶対に近づいてはいけません。
- ヒグマと遭遇した場合に備え、クマ撃退スプレーなど携行しましょう。

○問い合わせ先：産業課林務係 ☎ 52 - 2178